Sumitomo Mitsui Asset Management

# 三井住友・豪ドル債ファンド

# 第186期決算および分配金のお支払いについて



平素は「三井住友・豪ドル債ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは第186期決算(2019年1月7日)において分配金を引き下げることといたしましたので、分配金引下げの理由 や今後の見通しなどについて、Q&A形式でご報告いたします。

# 分配実績(1万口当たり、税引前)

当ファンドは継続的な分配を目指しています。当ファンドは2018年1月5日以降、毎月40円(1万口当たり、税引前)の分 配を実施してきました。基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うこと を目指し、当期の分配金を25円に引き下げることといたしました。

決算期	_	2018/11/5	2018/12/5	2019/1/7	設定来累計	
<i>大异</i> 别	第1~183期	第184期	第185期	第186期	(2019年1月7日まで)	
分配金 (対前期末基準価額比率)	11,755円 (117.6%)	40円 (0.9%)	40円 (0.9%)	25円 (0.6%)	11,860円 (118.6%)	
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	100.2%	1.0%	2.5%	-6.3%	94.3%	

- (注1)「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは 異なります。第1~183期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(税引前)の設定時10,000円に対する比率です。
- 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、 期中騰落率を記載しています。

## 分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向を勘案して決定します。

## 基準価額の推移



- (注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- (注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。
- ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市 況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは10ページをご覧ください。

# Q1 なぜ、分配金を引き下げたのですか。

# A1 基準価額が下落傾向で推移したこと等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることといたしました。

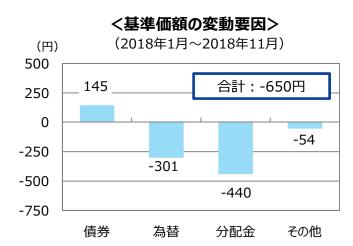
- 当ファンドは継続的な分配を目指しており、 2018年1月5日以降、毎月40円(1万口当 たり、税引前)の分配を継続してきました。一方 で、当ファンドの基準価額は、下落傾向で推移 しています。
- 上記の基準価額の推移や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し分配金を引き下げることといたしました。
- 基準価額の主な下落要因は下記Q2に示す通り、豪ドル安・円高の進行と分配金の支払いによるものです。
  - (注) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。



# Q2 基準価額の下落要因を教えてください。

# A2 2018年1月以降の基準価額の下落の主な要因は、①豪ドル安·円高の進行、 ②分配金の支払いによるものです。

- 2018年1月~2018年11月の期間における当ファンドの基準価額の変動要因をみてみると、債券は145円の プラス寄与となりました。米中の貿易摩擦への懸念の高 まりなどを背景としたグローバルなリスク回避の流れを受 けて、オーストラリア債券の価格が上昇したことなどが主 な要因です。
- 一方で、リスク回避の強まり等を背景に豪ドル安・円高が進み、為替は301円のマイナス寄与となりました。また、お支払いした分配金は合計額で440円(1万口当たり、税引前)となり、債券のプラス分を上回りました。
- 結果として、その他の要因を含めた当該期間の基準価額は650円の下落となりました。



- (注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- (注2) 上記数値は、簡便法により当該期間の基準価額の変動額を主な要因に分解したもので概算値です。各項目の合計は、四捨五入の関係で 基準価額の変動額と一致しないことがあります。
- ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市 況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは10ページをご覧ください。

# Q3 分配金が引き下がることで基準価額にどのような影響がありますか。

# A3 受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。 ただし、分配金の引下げによって分配後の基準価額が異なります。

- 投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。したがって、分配金の減額相当分がファンドの純資産に留保され、その分だけ基準価額は下がらずに、運用されます。
- 例えば、分配金を200円から100円に引き下げた場合、その差額100円相当分は、ファンドに留保されます。そのため、分配後の基準価額は、分配金が200円の場合に比べて、100円相当分高くなります。 つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。

#### <分配金引下げと基準価額のイメージ> <分配前> <分配後> 受益者 ファンドに留保されて 運用に振り向けられる額 ✓ 分配金が100円の場合 100円 分配後 合計額 基準価額 分配後 10,000円 9,900円 基準価額 9,900円 分配前 分配金が引き下げ 基準価額 分配金の差額相当分で られたからといって、 10,000円 受益者 ある100円分、運用額が 資産価値が変わる 多くなります。 わけではありません。 ✓ 分配金が200円の場合 分配後 200円 基準価額 合計額 分配後 9,800円 10,000円 基準価額 9,800円 ※上記はイメージです。 ※課税による影響は考慮しておりません。

# Q4 今後も分配金を変更する可能性はありますか。

# A4 基準価額水準や市況動向等を勘案し、見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

● 今後も、継続的な分配を目指すことは変わりません。ただし基準価額水準や市況動向等によって見直しが必要であると 判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

# Q5 オーストラリア債券の投資環境と今後の運用方針について教えてください。

A5 オーストラリア経済は緩やかな成長が継続するものの、利上げは当面見込まれないことから、オーストラリア債券は底堅く推移すると予想しています。市場動向に応じて柔軟に対応することで、当ファンドのパフォーマンス向上に努めます。

## <オーストラリア債券の投資環境>

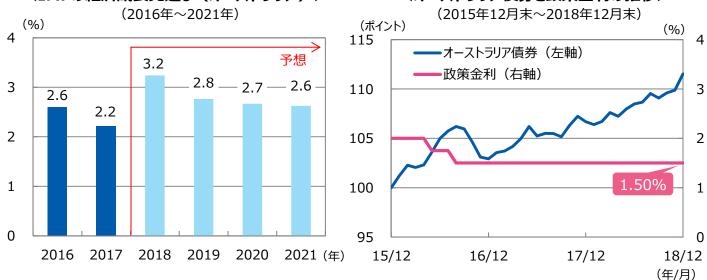
- <u>オーストラリア経済は、労働市場の着実な回復や緩和的な金融政策に支えられ、緩やかな成長が継続するとみています。</u>ただし、オーストラリアと経済的な結びつきが強い中国については、経済成長が緩やかに減速することが予想されるなか、足元の米中間の貿易問題の動向には注意が必要と考えています。
- オーストラリアの経済指標は総じて堅調ですが、失業率の改善や物価の上昇が緩やかとの見方から、金融政策は現状維持のスタンスが継続され、オーストラリア準備銀行は当面、利上げを行わないとみています。
- このような環境下、オーストラリア債券は底堅く推移すると予想しています。

### く今後の運用方針>

● 年限別では、長期の金利リスクを少なめとする一方で、中期の金利リスクを多めとしつつ、市場動向に応じて柔軟に対応することで、当ファンドのパフォーマンス向上に努めます。セクター別には、銘柄を厳選した上でオーストラリアのモーゲージ債(不動産ローン債権担保証券)や一部社債などへの選択投資を継続します。

# <IMFの経済成長見通し(オーストラリア)>

## <オーストラリア債券と政策金利の推移>

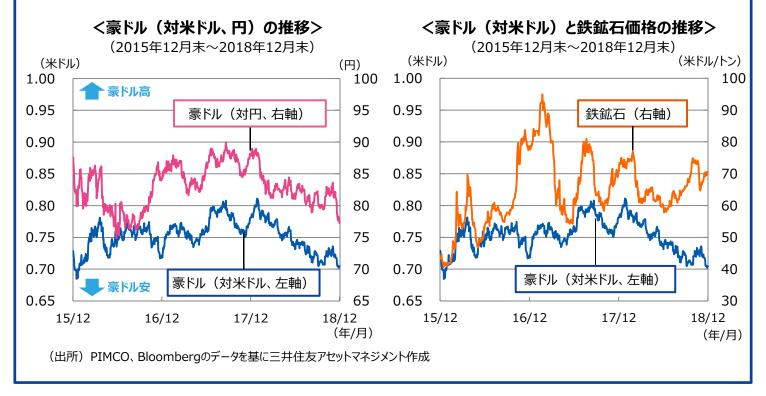


- (注1)左グラフの2018年以降の予想は2018年10月現在のIMFによる予想。数値は四捨五入のうえ小数点第1位までを表記。
- (注2) 右グラフのオーストラリア債券はブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(豪ドルベース)、政策金利はRBA Cash Rate 誘導目標。
- (注3) 右グラフのオーストラリア債券は2015年12月末を100として指数化。
- (出所) PIMCO、IMF、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成
- ※上記は過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- ※上記の見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

# Q6 円/豪ドルの見通しについて教えてください。

# A6 オーストラリア経済が着実な成長を続けていることなどから、豪ドルは対円で 底堅く推移すると予想しています。

- 2018年1月以降の円/豪ドルは、米中の貿易摩擦に対する懸念やそれによるリスク回避の強まり等を背景に豪ドル安・円高傾向となりました。
- 今後、円/豪ドルは、オーストラリア経済が着実な成長を続けていること等から、底堅く推移すると予想しています。ただし、米中間の貿易問題が激化し、中国の景気見通しに対する不安が高まると、オーストラリアの国内景気へのマイナス材料となることから、貿易問題の行方に注意が必要です。



- ※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- ※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

#### ファンドの特色

※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

三井住友・豪ドル債ファンド : (毎月決算型) 三井住友・豪ドル債ファンド(年1回決算型): (年1回決算型)

- 1. 他の投資信託への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
  - 主としてオーストラリアドル建ての債券、ニュージーランドドル建ての債券、またはその関連派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)で運用します。
  - ●組入銘柄の債券格付け\*は、原則として、取得時においてBBB-/Baa3格以上とし、ポートフォリオの平均格付けはA-/A3格以上とします。
  - \*債券格付けとは

債券の元本、利息支払の確実性の度合いを示すもので、S&Pやムーディーズといった格付機関が各債券の格付けを行っています。

- ◆外貨建資産については、原則として円に対しての為替へッジを行いません。投資信託を通じて実質的に組み入れるオーストラリアドル、ニュージーランドドル等の外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
- 2. ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
  - ●ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、ファンドのベンチマークは、同指数を、委託会社が独自に円換算したものです。
- 3. (毎月決算型) と(年1回決算型) からご選択いただけます。
  - (毎月決算型) は、原則として毎月5日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
  - ●(年1回決算型)は、原則として毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。
  - ●委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
  - ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 4. 運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
  - ●ファンドが投資対象とする投資信託は、米国の資産運用会社であるPIMCOが運用を行います。なお、ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
  - ●ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた<u>利益および損失は、すべて受益者に帰属</u>します。したがって、ファンドは<u>預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく</u>、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

#### 投資リスク

#### ■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 派生商品リスク

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

#### ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。 為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 市場流動性リスク

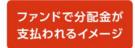
ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、 市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### その他の留意点

● 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、 基準価額は下がります。



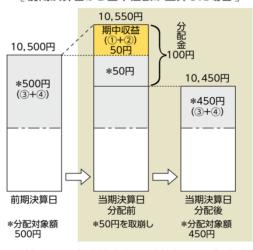


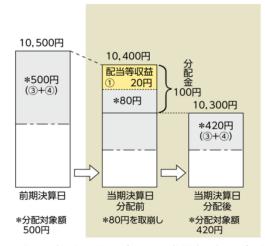
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]

[前期決算日から基準価額が下落した場合]

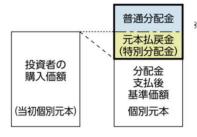




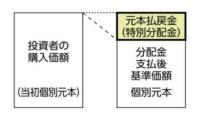
- (注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
  - ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻金のしましたのでは、その金額だけ個別ではまた、元本が減少します。また、元金)は非課税扱いとなります。



普通分配金:個別元本(投資者のファンド購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## お申込みメモ

#### 購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### 購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

#### 換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.30%)を差し引いた価額となります。

#### 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

#### 信託期間

(毎月決算型)

無期限です。(信託設定日:2003年6月16日)

(年1回決算型)

無期限です。(信託設定日:2018年3月27日)

#### 決算日

(毎月決算型)

毎月5日(休業日の場合は翌営業日)

(年1回決算型)

毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日)

#### 収益分配

(毎月決算型)

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(年1回決算型)

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(共通)

分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

#### 課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税制上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」

の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

#### お申込不可日

ニューヨークまたはオーストラリアの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

#### スイッチング

販売会社によっては、(毎月決算型)および(年1回決算型)の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料

購入価額に2.70% (税抜き2.50%) を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○ 信託財産留保額

換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じた額が差し引かれます。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用(信託報酬)

ファンドの純資産総額に年1.3284%(税抜き1.23%)の率を乗じた額です。

- ※委託会社の報酬には、ファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託先への報酬(上限年0.50%(税抜き))が含まれております。
- ※投資対象とする投資信託においては、信託報酬は徴収されません。
- その他の費用・手数料

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### 税金

#### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

#### 換金 (解約) 及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることを お勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ : http://www.smam-jp.com

電話番号 : 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

販売会社 ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

投資顧問会社 ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。

ピムコジャパンリミテッド

販売会社											
販売会社名		登	録番号	日本証券業協会	金融商品取引業協会一般社団法人第二種	日本投資顧問業協会一般社団法人	金融先物取引業協会一般社団法人	投資信託協会一般社団法人	備考		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長	(金商)第44号	0	0		0				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長	(金商)第61号	0			0		<b>%1</b>		
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長	(金商)第20号	0					<b>%1</b>		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長	(金商)第24号	0	0				<b>%1</b>		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長	(金商) 第105号	0	0				<b>%1</b>		
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長	(金商) 第185号	0					<b>%1</b>		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長	(金商) 第195号	0	0	0	0				
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長	(登金) 第53号	0			0		<b>%1</b>		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長	(登金) 第624号	0			0		<b>%1</b>		
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長	(登金) 第579号	0			0		<b>%1</b>		
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長	(登金)第10号	0					<b>%1</b>		
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長	(登金) 第54号	0	0		0				

備考欄について

※1:「三井住友・豪ドル債ファンド」のみのお取扱いとなります。

#### 当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。

資料の作成、設定・運用



この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたいリスク等を以下に記載させていただきましたので、必ずお読み下さい

## むさし証券の概要

商 号 等: むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 手数料等諸費用について

- ・ 上場株式等の売買等にあたっては、約定代金に対し、最大 1.2204% (税込み) (但し、国内株式等の場合、最低手数料 2,700 円(税込み)、外国株式等の場合、最低手数料 5,400 円(税込み)) の委託手数料をお支払いただきます。
  - ※ 外国証券の外国取引にあたっては外国金融商品市場等における売買手数料及び租税公課その 他賦課金が発生いたします。
- ・ 国内および外国上場株式等を募集等、または相対取引により購入するにあたっては、購入対価の みをお支払いただきます。
- ・ 債券を募集、売出し等、または当社との相対取引により購入するにあたっては、購入対価のみをお支払いただきます。(但し、購入対価に別途、経過利息をお支払いただく場合があります。)
- ・ 投資信託の売買等にあたっては、銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として購入時に最大3.78%の購入時手数料(税込み)、解約・償還時に最大0.50%の信託財産留保額、間接的費用として最大年率3.5788%の運用管理費用(信託報酬)、及びその他の費用等)をお支払いただきます。
- ・ 外貨建て商品の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものといたします。

## リスクについて

- ・ 各商品等には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、価格等 が変動することによって損失が生じるおそれがございます。
- ・ 各商品等には発行者の信用状況等(財務・経営状況を含む)の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがございます。また発行者の信用状況等によっては、利金・償還金等の支払いの遅滞・不履行が生じるおそれがございます。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がございます。
- ・ 各商品等が外貨建てである場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が円高になる過程では円貨 換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では円貨換算した価値は上昇することになります。 したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがございます。
- ・ 信用取引またはデリバティブ取引等を行う場合、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により、損失の額がお客様の差し入れた委託保証金または証拠金の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)がございます。

商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、目論 見書等またはお客様向け資料の内容を十分お読みいただき、投資に関する最終決定はお客様 ご自身の判断でなさるようお願いいたします。